

新指定文化財を紹介します

文化財は、長い年月の間に残された先人たちの遺産であり、そのなかでもとくに貴重な文化財を指定しています。このたび新しく県指定および市指定となりました文化財を紹介します。この指定で、県指定文化財は計6件、市指定文化財は計48件になりました。

問合せ 藤井達吉現代美術館内文化財課 ☎(48)66002

市指定文化財 4件 (指定年月日 平成31年3月7日)

木造阿弥陀如来立像 (有形文化財)

所有者・所在地 海徳寺 (音羽町)

文化財の概要 像の高さは97cm。寄木造の技法で作られた鎌倉時代前期 (13世紀初め) の阿弥陀如来像で、旧本尊です。

本像の腹部や大腿部、裾の衣文が比較的浅く平行状に整えられており、丸みの強い背面にも特徴があります。これらの表現から、平安時代末期から鎌倉時代初頭期に多くみられる三尺阿弥陀立像であり、貴重な文化財です。



△木造阿弥陀如来立像

絹本着色釈迦三尊像 (有形文化財)

所有者・所在地 林泉寺 (本郷町)

文化財の概要 本紙の大きさは、縦83cm×横40cm。絹地に着色と金泥が施され、鎌倉時代 (13世紀) に絵仏師の源慶によつて描かれたと伝えられています。

中央の釈迦如来像の顔つきはやわらかにして線に力があり、衣部分は薄い朱色で彩色し細密な金を貼りつけてあります。両脇土の普賢菩薩と文殊菩薩、そして象や獅子などの装飾もよく施されており、貴重な文化財です。

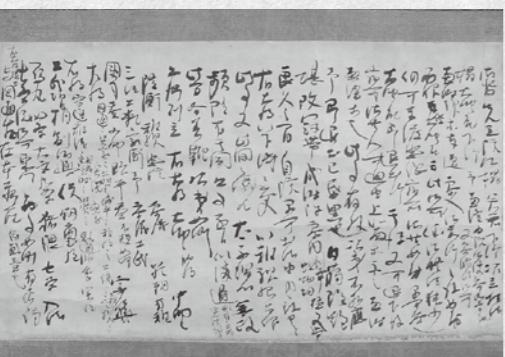


△絹本着色釈迦三尊像

明月記断簡 (有形文化財)

所有者・所在地 碧南市・藤井達吉現代美術館 (音羽町)

文化財の概要 本紙の大きさは、縦31cm×横53cm。和紙に墨で書かれ、断簡の特徴や筆跡などから、鎌倉時代 (13世紀前半) に歌人・藤原定家の自筆によつて書かれたものとみられます。本断簡は、江戸時代初期までに原本から離れた一紙とみられ、建暦2年 (1212) 年、より絞り込むと、同年3月9日の出来事と読み取れ、定家自身以外の関係者の動向もわざかんがら書かれており、貴重な文化財です。



△明月記断簡



△てこくま物語 (巻頭部分)

県指定文化財 2件 (指定年月日 平成31年2月15日)

木造不動明王立像・木造毘沙門天立像 (有形文化財)

所有者・所在地 個人・一行庵 (音羽町)

文化財の概要 像の高さは、不動明王像が138cmで、毘沙門天像が146cm。ともに寄木造の技法で作られ、水晶をはめ込んだ玉眼で、腰を強くひねった特徴を持つ鎌倉時代初期 (12世紀末期) の像です。海徳寺山門前的小堂に安置されています。



△木造不動明王立像



△木造毘沙門天立像
(画像提供: 県史編さん室)



△木造金剛力士立像 (阿像)



△木造金剛力士立像 (吽像)
(画像提供: 県史編さん室)

てこくま物語 (有形文化財)

所有者・所在地 碧南市・藤井達吉現代美術館 (音羽町)

文化財の概要 本紙の大きさは、縦30cm×横1052cm。和紙に墨で書かれ、着色が施され、巻末に書かれている奥書から、室町時代 (永禄9年 (1566)) に書かれたものとみられます。

これまで、『おかげのよ一物語』 (室町時代) 、『てこくま物語』 (江戸時代書写) と別称される2巻で1つの物語を成す絵巻が確認されており、九州の豪族による所領争いや、一族の滅亡から逃れた主人公の仇討ちが語られています。

本絵巻は、後者の『おかげのよ一物語』と同じ内容ですが、紙継数や一紙の寸法などから前者の『おかげのよ一物語』と同時期に書かれたそろいのものとみられ、貴重な文化財です。



△てこくま物語 (巻頭部分)